

## 協議会設置の端緒

### 消費者庁の強化交付金

自動通話録音装置(消費者安全確保地域協議会の構築・運営)の予算を安定的に確保するため

## 母体となつた会議体

### 福祉部局の「高齢者権利擁護担当者会議」後に その席で協議会を実施

構成機関として府内は、産業振興課消費生活センター、高齢者担当課、防犯担当課等、外部団体として地域包括支援センター、府中警察署

## 協議会設置までに要した時間

令和6年度初め 高齢者支援課や地域安全対策課に対する事前調整を開始

令和6年夏過ぎ 具体的な検討開始

令和6年12月24日 包括のセンター長会議で協議会の趣旨説明

令和7年3月19日 包括の権利擁護担当者会議後にその場で協議会の趣旨説明、協議会発足

※ 要綱の文案作成や、問題点の洗い出しが、前任者が済ませていたので、担当者はその調整を行ったもの。あとは関係部署への説明をすればよいというところまで、令和6年度初めにはできていた。

## 関係者説明用に作成した資料等

- 「消費者安全確保地域協議会の設置について」と題するパワポ資料  
→ 本資料にて協議会の取組を説明
- 「消費者安全確保地域協議会の設立について」と題するワード資料  
→ 本資料にて、趣旨、法律上の位置づけ、現状と今後の運用方法を説明  
これらを説明するための読み原稿



## 独自に工夫した点

包括の「権利擁護担当者会」が年6回あり、うち1回の会議後に30分程度の時間で、協議会を開催する。

## 協議会発足後 の事務量

今の状況の延長線上にあり、事務作業量が増えたということはない。

## 実務的な府内調整の方法

- 高齢者支援課から「とりあえずは地域包括支援センターが交渉相手」と助言をもらい、主に包括への説明に注力した。
- 相手方の納得が得られやすいよう、説明用の資料を丁寧に作成した。

## 府中市消費者安全確保地域協議会の特徴

### 会議体としてコンパクトな組織で立ち上げ

(組織上の問題として) 決定後の変更もありうる。最初から様々な部署(構成員)を入れると收拾がつかなくなると考え、会議体として充実させるには、足場を固める必要があると判断し、コンパクトな組織で立ち上げた。

## 立ち上げ担当者の感想

- 令和7年度末に予定されている担当者会議で運用面を話し合い、協議会としての機能のさらなる充実を目指したい。
- 会議では現場のことも聞かれたため、今後は相談員も会議に参加してもらうようにしたいと考えている。(相談員と包括の担当者とのかかわりがあると良い。)